

# 会計理論学会奨励賞規程

2004年10月9日制定

2008年10月11日一部改定

2011年9月23日一部改定

2013年10月12日一部改定

2023年9月30日一部改定

## (目的)

第1条 会計理論学会奨励賞（以下、奨励賞という）は、会計理論の向上発展に資するため、本規程第2条第1項に定める会員の優れた著書・論文を審査選定し、その業績を広く顕彰することを目的とする。

## (申請手続)

第2条 奨励賞の対象は、公刊時において 次の各号のいずれかに該当する会員により執筆された単著の著書・論文で、年次大会開催年の3月31日から遡る過去3年間に公刊されたものおよび前年に公刊された『会計理論学会年報』に掲載された論文とする。

- (1) 博士課程・博士後期課程に在籍している会員
- (2) 博士の学位を取得して3年以内の会員
- (3) 博士課程・博士後期課程を単位取得退学後3年以内の会員
- (4) 40歳以下の会員

2 会員は、奨励賞の審査申請を行うことができる。自薦・他薦を問わず、申請する者は、所定の「審査請求書」1通を所定の日までに会計理論学会事務局宛に提出するものとする。ただし、『会計理論学会年報』に掲載された論文のうち受賞資格のあるものはすべて審査の対象とするので、その論文については審査申請を行う必要はない。

3 前項に定める審査請求書の提出期限は、会計理論学会事務局と学会賞審査委員長が協議のうえ、決定するものとする。

## (審査委員会の構成)

第3条 審査委員会は、「会計理論学会賞規程」第4条に規定する審査委員会をもってこれを構成する。

## (著書・論文の審査)

第4条 審査委員会は、候補著書・論文を審査し、受賞著書・論文を選定する。

2 審査委員会は、必要ある場合は、審査にあたって他の会員の意見を聴取することができる。

る。

3 審査委員会は、受賞著書・論文につき、所定の「審査報告書」を作成する。

(受賞著書・論文の発表および顕彰)

第5条 学会は、審査委員会が選定した受賞著書・論文名を「審査報告書」とともに、年次大会において発表し、その執筆者を表彰する。

(本規定の改廃)

第6条 本規定の改廃は、理事会で協議し、会員総会で決議する。

付則

1. 2023年9月30日に改正された規定については、2024年の会計理論学会奨励賞の選定から適用する。したがって、選定の対象となるのは、2021年以降に公刊された著書・論文および2023年に刊行された『会計理論学会年報』に掲載された論文である。